

徳島県治山林道協会

# 治山林道協会報

## 令和6年度 治山林道事業の予算の執行について

令和6年度政府予算における「林野公共予算」については、令和5年度当初予算の百〇一パーセントに相当する千八百七十七億円が認められ、これに令和5年度補正予算を合わせ、令和5年度当初予算の百三十九・八パーセントに相当する二千六百二十二億円となっています。

また、県の令和6年度当初予算では、「徳島新未来創生総合計画」で設定したビジョン「『未来に引き継げる徳島』の実現」と、ビジョン実現のためのミッションとして「安心度アップ、魅力度アップ、透明度アップ」を定め、ミッション達成に向け展開する「17の戦略」と戦略ごとに実行する「75の戦術」で構成され、総合計画の方向性に沿った施策を展開することとしています。

公共事業においては、前年度比百一・六パーセントの六百九十一億円を計上しており、「安心度アップ」県民の安全・安心な暮らしの実現に向けた流域治水の取組としての治山事業、「魅力度アップ」活力とにぎわいの創出に向けた生産基盤づくりとして林道事業を位置付け、強靱で持続可能な農山漁村の実現に取り組んでまいります。

### 一 治山事業について

治山事業は、森林の持つ公益的機能の確保が特に必要なものとして指定される保安林等において、山腹斜面の安定化や荒廃した溪流の復旧整備等を実施するもので、森林の維持・造成を通じて森林の機能を維持・向上させ、山地災害から県民の生命・財産を守るとともに、水源のかん養や生活環境の保全・形成を図る重要な県土保全施策です。

施策の実現に向け、県では令和6年度当初予算に令和5年度補正予算を合わせ、治山事業で二十三億

七千二百三十三万七千円、林野地すべり防止事業で四億四千六十六万三千円を計上しており、両事業で前年度同等予算の百二・パーセントに相当する二十八億一千三百万円の執行を予定しています。

治山事業においては、気候変動により大雨等が増加したことに起因する山地災害の激甚化や同時多発化に対応し、中山間地域の安全・安心な暮らしを守るため、復旧の加速化や効率化、「流域治水」と連携した治山対策の強化に引き続き取り組んでまいります。

なお、事業別の箇所数、予算額の詳細については別表をご覧ください。

### 二 林道事業について

林道事業は、森林の有する多面的機能を發揮させるとともに、持続的な森林経営の実現に向け、森林施業や効率的な木材輸送に不可欠となる森林基盤整備事業です。

さらに、切迫する南海トラフ巨大地震や激甚化する気象災害などの災害発生時には、地域の暮らしを維持・確保する迂回路としての機能も期待されています。

施策の実現に向け、県では令和6年度当初予算に令和5年度補正予算を合わせて、前年度同等予算の百一・九パーセントに相当する二十六億四千四百八十七万円の執行を予定しています。

林道事業においては、木材需要の高まりに伴い、主伐を中心とする木材の増産要請に対応した林道の開設・改良や施設の長寿命化に加え、自然災害等に備えた林道の強靱化に引き続き取り組んでまいります。

なお、事業別・県営・市町村営別の路線数、予算額については、別表をご覧ください。

目次	● 令和6年度治山林道事業の予算の執行について … 1	● 第40回治山林道写真コンクール作品募集 … 13
CONTENTS	● ①治山事業について ②林道事業について … 2	● 令和6年度山地災害防止標語コンクール作品募集 … 13
	● 就任挨拶 … 2	● お知らせ(第66回徳島県治山林道協会通常総会) … 13
	● 令和6年度入札・契約制度の改正について … 3	● 令和5年度山地災害防止コンクール標語・写真コンクール … 14
	● 令和5年度徳島県治山林道協会 土育出前授業の開催 … 8	● ホームページをリニューアルしました! … 14
	● 石川県能登半島地震による林道被害状況調査について … 9	● 「土育出前授業」で記念植樹 … 15
	● 県人事異動 … 11	● 本協会の主な動向(1月~3月) … 15
	● お知らせ … 12	● 編集後記 … 15

# 1. 令和6年度 治山事業

(単位：千円)

区分	R4補正+R5当初 予算(A)		R5補正+R6当初 予算(B)				対比 B/A	当初予算 対比 D/C	備考
	R4年度補正(11月)	R5年度当初	R5年度補正(11月)		R6年度当初				
	事業費	事業費(C)	箇所数	事業費	箇所数	事業費(D)			
<b>治山事業</b>	<b>857,000</b>	<b>1,556,940</b>	<b>21</b>	<b>809,000</b>	<b>46</b>	<b>1,563,337</b>	<b>98.3%</b>	<b>100.4%</b>	
<b>山地治山</b>	<b>857,000</b>	<b>1,412,821</b>	<b>21</b>	<b>809,000</b>	<b>35</b>	<b>1,419,217</b>	<b>98.2%</b>	<b>100.5%</b>	
復旧治山	593,000	615,795	15	613,000	16	744,632	112.3%	120.9%	
予防治山		276,234			6	246,754	89.3%	89.3%	
緊急予防治山	189,000	399,611	5	159,000	9	314,448	80.4%	78.7%	
防災林造成	75,000		1	37,000	1	17,468	72.6%		
機能強化・老朽化対策		67,693			1	33,846	50.0%	50.0%	
緊急機能強化・老朽化対策		37,121			1	27,295	73.5%	73.5%	
盛土対策		16,367			1	34,774	212.5%	212.5%	
<b>流域保全総合治山</b>	<b>0</b>	<b>48,039</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>3</b>	<b>82,979</b>	<b>172.7%</b>	<b>172.7%</b>	
流域保全総合治山		48,039			3	82,979	172.7%	172.7%	
<b>保安林整備</b>		<b>96,080</b>			<b>8</b>	<b>61,141</b>	<b>63.6%</b>	<b>63.6%</b>	
保安林改良		96,080			8	61,141	63.6%	63.6%	
保育									
<b>林野地すべり防止事業</b>	<b>119,000</b>	<b>226,060</b>	<b>4</b>	<b>221,000</b>	<b>4</b>	<b>219,663</b>	<b>127.7%</b>	<b>97.2%</b>	
地すべり防止	119,000	226,060	4	221,000	4	219,663	127.7%	97.2%	
<b>計</b>	<b>976,000</b>	<b>1,783,000</b>	<b>25</b>	<b>1,030,000</b>	<b>50</b>	<b>1,783,000</b>	<b>102.0%</b>	<b>100.0%</b>	

(注) 1. 令和6年度当初予算は国の内示により変動する。

# 2. 令和6年度 林道事業

(単位：千円)

区分	R4補正+R5当初 予算(A)		R5補正+R6当初 予算(B)				対比 B/A	当初予算 対比 D/C	備考
	R4年度補正(11月)	R5年度当初	R5年度補正(11月)		R6年度当初				
	事業費	事業費(C)	路線数	事業費	路線数	事業費(D)			
<b>森林基盤整備事業</b>	<b>237,345</b>	<b>2,358,667</b>	<b>5</b>	<b>314,300</b>	<b>54</b>	<b>2,330,570</b>	<b>101.9%</b>	<b>98.8%</b>	
<b>県営事業</b>	<b>76,900</b>	<b>1,369,585</b>	<b>2</b>	<b>127,250</b>	<b>14</b>	<b>1,367,076</b>	<b>103.3%</b>	<b>99.8%</b>	
地方創生推進交付金		1,320,878			13	1,299,571	98.4%	98.4%	
森林環境保全整備事業(公共)	76,900	48,707	2	127,250	1	67,505	155.1%	138.6%	
林道整備事業	76,900	48,707	2	127,250	1	67,505	155.1%	138.6%	
<b>市町村事業</b>	<b>160,445</b>	<b>989,082</b>	<b>3</b>	<b>187,050</b>	<b>40</b>	<b>963,494</b>	<b>100.1%</b>	<b>97.4%</b>	
地方創生推進交付金		610,715			20	573,875	94.0%	94.0%	
農山漁村地域整備交付金		162,082			9	137,919	85.1%	85.1%	
森林環境保全整備事業(公共)	160,445	216,285	3	187,050	11	251,700	116.5%	116.4%	
林道整備事業	160,445	216,285	3	187,050	11	251,700	116.5%	116.4%	
<b>計</b>	<b>237,345</b>	<b>2,358,667</b>	<b>5</b>	<b>314,300</b>	<b>54</b>	<b>2,330,570</b>	<b>101.9%</b>	<b>98.8%</b>	

(注) 1. 令和6年度当初予算は、国の内示により変動する。

# 就任挨拶



森林土木・保全課長

金子 和親



このたび、四月一日付けの定期人事異動により、森林土木・保全課長を拝命いたしました。

本県の治山林道事業の発展のため、微力ながら尽力して参りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、治山林道協会会員の皆様におかれましては、日頃から本県の森林・林業行政はもとより、治山林道事業の推進に御理解と御協力を賜っておりますことに対し、厚くお礼申し上げます。

冒頭、御報告となりますが、本年度の組織機構改

革に伴い組織の名称が改められ、平成七年度から長きにわたり親しまれてきました「森林整備課」が、「森林土木・保全課」となりました。慣れるまで不便をおかけしますが、御了知頂きたいと思えます。

さて、本年度から令和十年度までの五年間、県の最上位に位置し、予算編成や事業立案などの根幹となる総合的な計画として、「徳島新未来創生総合計画」を策定し、運用を開始したところです。

当計画は、人口減少に伴う労働力不足や過疎化といった「静かなる有事」が進行し、大規模な地震をはじめとする自然災害が頻発化・激甚化する状況の中、皆様と共に推進する県政運営指針となるものです。

当計画における事業の位置づけとして、治山事業は、戦略6「危機管理体制の充実と県土強靱化の推進」において、「事前復興の推進と快適な避難環境の確保」を図るため、大規模災害発生時における生産活動の維持、被害の最小化に向け、山地災害対策・地すべり対策に取り組んでいくこととしております。特に、気象災害リスクが高まりを見せる中、「山地防災力強化」のため、荒廃山地の復旧・予防

対策、治山施設の機能強化・老朽化対策や地すべり防止など総合的な山地治山対策を推進して参ります。

また、林道事業は、戦略11「攻めの農林水産業」において、「持続可能な林業と競争力のある木材産業の実現」を図るため、県産材の増産に必要な林道や作業道などの路網整備に取り組んでいくこととしております。林道が果たす役割は、「林業の成長産業化」と「森林資源の適切な管理」の実現はもとより、平時には生活道、災害時には迂回路や避難路として緊急輸送路を補完し、集落の孤立化を防ぐなど多岐にわたっており、この重要な機能を併せ持つ路網の整備を推進して参ります。

このように、治山林道事業は、中山間地域の基盤と経済を支える必要不可欠な事業であり、切れ目無い継続的な事業展開が望まれますが、全国的に過疎・高齢化の進行により、中山間地域の建設業就業者の減少が続いております。そのため、全国に先駆け、就業を促す取組として、小中高生を対象に、森林土木の意義や必要性を教える「土育」（つちいく）を積極的に展開し、ハード（治山林道）・ソフト（人材育成）の両面から本年度の取り組みを展開して参りますので、会員の皆様のお一層の御支援、御協力をお願い致します。

結びとなりますが、治山林道協会の益々の御発展と会員の皆様の御健勝を祈念して、就任にあつたのあいさつとさせていただきます。

# 令和6年度 入札・契約制度の改正について

令和6年度の徳島県の入札・契約制度改正の概要について報告します。

人口減少時代を迎え、近年、建設産業は、働き手の高齢化や若年入職者の減少などにより、担い手不足が深刻化しており、「地域の守り手」となる建設産業が、引き続き、その使命を果たしていくためには、「働き方改革の推進」や「建設企業・技術者の適正な評価」を行い、若者や女性をはじめとする新たな「担い手の確保」に取り組むとともに、建設産業が持続的に発展できる環境整備を進める必要があります。

また、デジタル技術を活用した働き方の転換が求められる中、「生産性の向上」を図るため、「建設分野のDX実装」に向けた取組の加速、さらには建設工事従事者の賃金水準を向上させる「建設産業の賃上げ」を促進するとともに、事業の迅速な執行により「県土強靱化を加速」する必要があります。

- 1 建設産業の持続的発展、担い手確保
  - 2 建設分野のDX実装
  - 3 建設分野の賃上げ促進
  - 4 県土強靱化の加速
- の4つの視点により検討し、
- 1 働き方改革の推進
  - 2 建設企業・技術者の適正な評価
  - 3 生産性の向上
  - 4 建設工事従事者の賃金水準の向上
  - 5 県土強靱化事業の迅速な執行
  - 6 県内企業の活用推進と負担軽減

の6つの内容から、所要の制度設計及び運用改善を行います。

なお、入札・契約制度改正は、企業に対する周知期間を確保するため、令和6年5月1日以降に指名通知又は入札公告を行う案件からの適用が基本となります。

## 1 建設産業の持続的発展、担い手確保

### 【働き方改革の推進】

#### ① 時間外労働規制の適用開始を踏まえた週休2日制の加速

地域の守り手となる建設産業の持続的な発展を図るためには、若手技術者等の入職を促進し、中長期的に担い手を確保することが重要である。

また、平成31年4月に改正された労働基準法の時間外労働の上限規制が、5年間の猶予期間を経て、令和6年4月から建設業にも適用されることから、平成28年度以降導入している工事現場における週休2日制の取組を加速するため、「担い手確保モデル工事」の対象を拡大するとともに、土木工事において、「更なる余裕のある工期」を確保できるように見直しを行う。

#### 実施内容

- ① 工事現場の週休2日に取り組み「担い手確保モデル工事（現場閉所型）」の「発注者指定型」の対象を拡大する。

※令和6年4月1日以降に指名通知又は入札公

告を行う案件から適用

#### 【改正後】

・全ての土木工事（災害復旧工事等を除く）

#### 【現行】

・設計金額が2千万円以上の土木工事（災害復旧工事等を除く）

- ② 土木工事において、「更なる余裕のある工期」を確保するため、「実工事日数」、「後片付け日数」を見直す。

※令和6年4月1日以降に指名通知又は入札公告を行う案件から適用

#### 【改正後】

・実工事日数・実作業日数×不稼働日割増係数

×8/7×1.1

・後片付け日数・最低25日

#### 【現行】

・実工事日数・実作業日数×不稼働日割増係数

×8/7

・後片付け日数・最低20日

- ③ 工程表等の工事書類の提出期間を延長する。

※令和6年5月1日以降に指名通知又は入札公告を行う案件から適用

#### 【改正後】

・契約締結後（又は変更日から）土曜日、日曜

日、祝日等を除き14日以内

#### 【現行】

・契約締結後（又は変更日から）土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内

## 2 工事関係書類等の簡素化・適正化の加速

工事関係書類等の簡素化や適正化を加速するため、提出時期、様式を変更する。

## 3 予定価格の透明性の向上

工事・業務設計書の「内訳書（一次単価表まで）」の公表時期を前倒しする。

※令和6年5月1日以降に指名通知又は入札公告を行う案件から適用

### 【改正後】

・契約締結日から原則14日後に公表

### 【現行】

・契約締結日から1か月後に公表

## 4 建設現場の環境改善

建設現場の更なる環境改善等を図るため、快適なイレの設置対象工事を拡大する。

※令和6年5月1日以降に指名通知又は入札公告を行う案件から適用

### 【改正後】

・設計金額が3千万円以上の工事

### 【現行】

・設計金額が5千万円以上の工事

## 【建設企業・技術者の適正な評価】

### 1 建設企業の評価制度の見直し

国の制度改正により、経営事項審査において環境省が定める「エコアクション21」認証企業が評価対象となったことに伴い、格付けにおける評価は廃止する。

また、格付けにおける「技術者」及び「建設業従事職員」の評価基準を見直すとともに、格付けに係る書類の一部を提出不要とする。

## 実施内容

### ① 「格付け」における評価項目を見直す。

・経営事項審査において「エコアクション21」認証企業に対する加点を行うため、従前の格付けにおける加点を廃止する。（3点）

※経営事項審査における加点は令和5年度から適用

格付けにおける加点の廃止は令和6年度から適用

### ② 「格付け」における評価基準を見直す。

・「技術者」及び「建設業従事職員」に対する評価における「継続雇用期間」を見直す。

※令和7年度の格付けから適用

### 【改正後】

・経営事項審査の審査基準日において「6か月超の継続雇用」を評価

### 【現行】

・経営事項審査の審査基準日において「1年以上の継続雇用」を評価

### 2 総合評価落札方式における評価の見直し

工事の特性や地域の実情等にに応じて、企業の技術力や担い手確保に資する取組を適切に評価するため、総合評価落札方式における評価を見直す。

## 実施内容

### ① 優良建設技術者表彰の評価項目を追加する。

・企業や配置予定技術者の施工能力を適正に評価するため、「優良建設技術者表彰」の評価項目を新設する。

※令和6年4月1日以降に入札公告を行う案件から適用

### 【改正後】

・企業の施工能力…  
「優良工事表彰」の受賞を評価

（知事賞5点、部長賞2点）  
配置予定技術者の施工能力…  
「優良建設技術者表彰」の受賞を評価  
（知事賞3点、部長賞1点）

### 【現行】

・企業の施工能力…  
「優良工事表彰」、「優良建設技術者表彰」の受賞を評価  
（知事賞5点、部長賞2点）

・配置予定技術者の施工能力…なし  
※総合評価落札方式の評価項目の配点合計を  
超える加算はしないものとする。

### ② 45歳未満の技術者の工事成績評価期間を延長する。

・建設業の担い手育成を図るため、「配置予定技術者の施工能力」の工事成績の評価期間を延長する。

※令和6年5月1日以降に入札公告を行う案件から適用

### 【改正後】

・入札公告日時点で45歳未満…  
過去15か年度及び当該年度の入札公告日まで  
入札公告日時点で45歳以上…  
過去10か年度及び当該年度の入札公告日まで

### 【現行】

・入札公告日時点で40歳未満…  
過去15か年度及び当該年度の入札公告日まで  
入札公告日時点で40歳以上…  
過去10か年度及び当該年度の入札公告日まで

### ③ 「登録基幹技能者」の評価対象を拡大する。

・品質・コスト・安全面における質の高い施工を確保するため、「登録基幹技能者」の評価対象を拡大するとともに、評価要件を緩和する。

※令和6年5月1日以降に入札公告を行う案件から適用

【改正後】

・設計金額1億円以上の工事

・自社又は主たる営業所が徳島県内にある下請企業に所属する登録基幹技能者や下請企業に所属する県内在住の登録基幹技能者の配置を評価（2点）

【現行】

・設計金額2億円以上（簡易型、標準型）の工事（令和2年度までは、1億円以上）

・自社又は下請企業に所属する県内在住の登録基幹技能者の配置を評価（2点）

④

「建設業BCP認定」企業の評価対象を拡大する。  
建設企業の事業継続力や地域防災力の向上を図るため、「建設業BCP認定」企業の評価対象を拡大する。

※令和6年度・令和6年5月1日以降に入札公告を行う案件から適用

【令和6年度】

・設計金額1億円以上の工事（1億円以上2億円未満…3点、2億円以上…5点）

※令和7年度・令和7年5月1日以降に入札公告を行う案件から適用

【令和7年度】

・設計金額5千万円以上の工事（3点）  
（5千万円以上2億円未満…3点、2億円以上…5点）

【現行】

・設計金額2億円以上（簡易型、標準型）の工事（5点）  
（令和2年度までは、1億円以上）

⑤

「継続学習（CPD）」に係る評価基準を継続する。  
働き方改革の推進、時間外労働の上限規制に対応するため、土木一式工事及び建築一式工事で適用している配置予定技術者の「継続学習（C

PD）」に係る取得単位数の評価について、当面の間の措置を継続する。

・有効期間…過去7か年度及び当該年度の入札公告日まで

【改正後】

・当面の間の措置を継続

【現行】

・令和6年5月1日以降に入札公告を行う案件から当面の間の措置を廃止

⑥ 業界の持続的発展を図るため、「橋梁塗装工事」における評価を見直す。

(1) 地元企業育成の観点から、地域精通度（主たる営業所の所在）を評価加点する。

評価基準	配点
主たる営業所が〇〇局管内にある 上記以外	10点 0点

※令和7年5月1日以降に入札公告を行う案件から適用

(2) 地域防災力を強化する観点から、災害時支援協定を加点評価する。（5点）

※令和7年5月1日以降に入札公告を行う案件から適用

(3) 過去の実績を適切に評価するため、「企業の施工能力」、「配置予定技術者の施工能力」の工事成績の評価期間を、当面の間、「過去15か年度」に延長する。

※令和6年5月1日以降に入札公告を行う案件から適用

【改正後】

・過去15か年度及び当該年度の入札公告日まで

【現行】

・過去10か年度及び当該年度の入札公告日まで  
営繕課発注の委託業務において総合評価落札方

式を試行する。

・営繕課発注の設計金額5千万円以上の委託業務において、総合評価落札方式を試行する。

※令和7年5月1日以降に入札公告を行う案件から適用

## 2 建設分野のDX実装

### 【生産性の向上】

#### 1 i-Constructionの推進

建設現場の生産性向上を図るため、ICT活用工事（土工）において、「発注者指定型」を試行する。

※令和6年5月1日以降に入札公告を行う案件から適用

#### 2 CCUSの活用促進

技能者の適切な処遇につなげるため、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の「受注者希望型」の対象を拡大する。

※令和6年5月1日以降に入札公告を行う案件から適用

【改正後】

・設計金額5千万円以上の工事

【現行】

・試行工事で実施

#### 3 BIM/CIM導入に向けた取組の加速

建設生産・管理システムの効率化・高度化を図るため、委託業務において、BIM/CIMの「受注者希望型」を導入する。

※令和6年5月1日以降に指名通知又は入札公告を行う案件から適用

【改正後】  
・受注者希望型で実施  
【現行】  
・試行業務で実施

#### 4 非接触・リモート型の働き方を拡大

非接触・リモート型の働き方を拡大し、業務の効率化を図る。

#### 実施内容

① 契約事務の効率化を図るため、「電子契約」を導入する。  
※令和6年4月1日以降に指名通知又は入札公告を行う案件から適用

【改正後】  
・書面提出又は電子申請

【現行】  
・書面契約または電子契約

② 契約保証及び前払金保証に係る保証証書について、「電子証書」による取り扱いを可能とする。  
※令和6年4月1日以降に指名通知又は入札公告を行う案件から適用

【改正後】  
・書面による保証証書または電子保証

【現行】  
・書面による保証証書を提出

③ 設計金額1億円以上の工事における落札候補者の確認書類について、「電子メール」での提出を可とする。  
※令和6年5月1日以降に入札公告を行う案件から適用

【改正後】  
・書面提出または電子メール

【現行】  
・書面提出

④ 指名競争入札における「入札辞退届」の提出を指名通知を受理した日から可能とする。  
※令和6年5月1日以降に指名通知を行う案件から適用

【改正後】  
・指名通知を受理した日から

【現行】  
・入札期間中に提出

⑤ 「建設リサイクル法第10条の届出」の電子申請を導入する。  
※令和6年3月1日から運用開始

【改正後】  
・書面提出又は電子申請

【現行】  
・書面提出

⑥ 「情報共有システム(ASP)」及び「遠隔臨場」を積極的に活用する。

(1) 情報共有の迅速化や移動時間の削減を図るため、「情報共有システム(ASP)」及び「遠隔臨場」の「発注者指定型」の対象を拡大する。  
※令和6年5月1日以降に入札公告を行う案件から適用

【改正後】  
・設計金額が3千万円以上の土木工事

【現行】  
・設計金額が5千万円以上の土木工事

(2) 「発注者指定型」、「受注者希望型」を問わず、通信環境(衛星通信等)の整備に必要な費用を計上する。  
※令和6年5月1日以降に指名通知又は入札公告を行う案件から適用

⑦ 委託業務において、「Web会議」及び「Web検査」を促進する。

(1) 「Web会議」の「発注者指定型」の対象を

拡大する。  
※令和6年5月1日以降に指名通知又は入札公告を行う案件から適用

【改正後】  
・設計金額が5百万円以上の委託業務

【現行】  
・設計金額が1千万円以上の委託業務  
「Web検査」を導入する。  
※令和6年5月1日以降に指名通知又は入札公告を行う案件から適用

### 3 建設産業の賃上げ促進

#### 1 重層的下請構造の改善

「重層的下請構造」の改善に向け、モデル工事等による「実態調査・分析」を実施する。

#### 2 適正な工事費の算定

県単価と実勢価格に著しく乖離が生じている資材等について、「特別調査」や「見積り」を活用し、適切な工事費の算定を行う。

### 4 県土強靱化の加速

#### 1 現場代理人の兼務要件の緩和

企業の施工体制強化のため、当面の間、現場代理人の兼務要件を緩和する。

項目	改正前	改正後
①兼務件数	3件まで	3件まで
②距離等	同一市町村内又は工事間直線距離が概ね10km以内	同一市町村内又は工事間直線距離が10km以内
③当初請負代金額	4,000万円未満 兼務する全ての工事が、「災害復旧」や「防災・減災、国土強靱化」のため、同一河川で実施する河川工事に限り、請負代金額の上限額の適用を除外することができる。ただし、監理技術者の配置を要する工事を除く。	4,000万円未満 兼務する全ての工事が、 ・「災害復旧」や「防災・減災、国土強靱化」のため、同一河川で実施する河川工事 又は、 ・工事間直線距離が1km以内の工事 に限り、上限額の適用を除外することができる。ただし、監理技術者の配置を要する工事を除く。

※令和6年5月1日以降に指名通知又は入札公告を行う案件から適用

## 2 災害復旧工事の円滑な執行

災害時に応急復旧工事を行った者は、当該工事箇所における本復旧工事の入札に参加する資格を有することとする。ただし、格付け上位等級工事への参加は、「チャレンジ企業支援型工事」を適用する場  
合に限ることとする。

※令和6年5月1日以降に指名通知又は入札公告を行う案件から適用

## 3 受発注者共同による委託業務の品質確保

委託業務において、発注者、受注者（測量、地質調査、設計）双方で設計条件・方針を的確に共有できる場「合同現地踏査」を創設する。

※令和6年5月1日以降に指名通知又は入札公告を行う案件から適用

## 5 建設産業への支援

### 1 県内企業の活用推進と負担軽減

#### 1 県内企業の活用推進

県内企業の受注機会の拡大と雇用を維持するため、「県内企業優先発注及び県内産資材の優先使用のための実施指針」に基づき、引き続き、県内企業への優先発注等を推進する。

#### 実施内容

#### ① 県内企業への優先発注

- 原則として、「県内企業の選定」及び「県内産資材の使用」等、引き続き、県内企業への優先発注を推進する。
- 工事中用看板等の県内産木材について、工事成績評定の要件を緩和する。

※令和6年5月1日以降に指名通知又は入札公告を行う案件から適用

#### 【改正後】

・新規購入する場合

#### 【現行】

・購入量が0.1㎡以上の場合

## 2 講習会の実施等による支援

### ① 入札等支援

- 入札等支援講習会の実施  
入札参加に必要な見積り、総合評価落札方式や施工体制などの基礎知識取得を支援するた

め、継続学習制度に基づく認定講習として、引き続き入札等支援講習会を実施する。

### ② 電子化支援

- 電子納品の個別相談会等の実施  
土木工事等における電子納品に関して、個別相談会等を実施するとともに、習熟度アップにつながる取組を推進する。
- 電子入札システムの共同利用の拡大  
入札参加者が県工事の入札と市町村工事の入札を同一環境で行えるよう、市町村と連携を図りながら、徳島県電子入札システムの共同利用の拡大を推進する。

### ③ 建設業支援

- 建設業におけるDXの推進  
建設業へのDX普及を図るため、平成長久館と連携し、経営者向けのトップセミナーやi-Constructionを担う技術者を育成するICT活用技術講習会等、各種講習会を開催する。
- 現場代理人・主任技術者等の適切かつ効率的な配置  
建設企業が技術者等を適切かつ効率的に配置できるよう、複雑な取扱いを分かりやすく解説した「現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル」について、社会情勢の変化に併せ、迅速に改定するとともに、建設企業への周知を図る。
- 建設業BCPの認定  
南海トラフ巨大地震などの大規模災害発生時に備え、建設企業が取り組む「徳島県建設業BCP」の策定を支援するとともに、認定企業に対する適切なフォローアップを実施する。
- 入札参加資格審査申請の市町村との共同受付  
建設企業の負担軽減と県及び市町村の事務の合理化・効率化を図るため、申請窓口の県への一元化や申請書類の共有化を実施する。

# 令和5年度徳島県治山林道協会 土育出前授業の開催

令和六年二月十五日（木）、徳島県立那賀高等学校において、普通科総合コース二年生二十一名を対象に、土育出前授業を開催しました。

中山間地域において過疎・高齢化が進み、地域におけるマンパワー不足が深刻化する中、建設業の担い手対策として、県内で在学中の高校生に対し、「地域に密着した治山林道事業」を紹介する機会を設け、治山林道事業の意義等の理解を深めることを目的と



土育出前授業のオリエンテーション



雑賀主任主事・岡本主事による「治山林道事業」の内容説明



株式会社新居組  
石本 泰子・蔭佐 やよい



株式会社小野組  
小杉 政憲



徳島労働局労働基準部健康安全課  
地方産業安全専門官 吉成 俊輔



藤井鉄工建設株式会社  
藤井 傑

した授業を行いました。

まず始めに、那賀高校出身の県職員らによるパワーポイント及び動画を用いた治山林道事業の説明後、地元で事業に従事する技術者等による業務紹介や「地域の守り手」としての仕事のやりがい等を熱く語っていただきました。

また、一年後には社会に出る高校生に贈る「労働災害に遭わないためには！」と題した特別講義を実施しました。

授業後は、「何をきっかけにこの道を選んだ」などの意見交換をすることができ、将来の進路を考える上で、建設業を選肢の一つに加えていただけたらと思う、しっかりと普及啓発を行うことができました。

## 講師

- 徳島県農林水産部森林整備課 主任主事 雑賀 真人
- 西部総合県民局 主事 岡本 七海
- 株式会社小野組 小杉 政憲
- 株式会社新居組 石本 泰子
- 蔭佐 やよい
- 藤井鉄工建設株式会社 藤井 傑

## 特別講義講師

- 徳島労働局労働基準部健康安全課 地方産業安全専門官 吉成 俊輔
- \* 敬称は略させて頂きます。

# 石川県能登半島地震による 林道被害状況調査について

徳島県西部総合県民局農林水産部(三好)

森林土木担当 課長補佐 黒川 啓 司

令和六年一月一日の夕方に発生した「令和六年能登半島地震」では、石川県の能登地方を中心に建物の倒壊をはじめ道路や上下水道施設等のインフラに甚大な被害があったことから、林道についても被害が予想されました。そこで「全国知事会」の要請を受け、被災地支援に行つて参りましたので、その報告をいたします。

まず、この度の被災地支援として、私を含め徳島県の林道担当職員四人が行つたのは「林道の被害状況の調査」で、四人が一週間毎に調査を行い、私は第一陣となる令和六年三月三日から三月九日(三日・九日移動日)まで派遣されました。

石川県までの交通手段は、高速バス・電車にて石川県金沢市まで行き、石川県庁から林道被害状況調査地までは、石川県の公用車にて移動を行いました。初日の三月四日は石川県庁に集合し、各道府県から被災地支援にきておりました林道担当職員が石川県庁職員から調査内容等についての説明を受け、説明後は石川県の公用車にて調査の拠点事務所である奥能登農林総合事務所へ向かいました。総合事務所までの道中は、高規格幹線道路(自動車専用道路)が志賀町(能登半島の中央部)あたりから被災しており、一車線が仮復旧しているため、ようやく通行が出来る状況でした。

調査の拠点事務所である奥能登農林総合事務所は、のと里山空港のターミナルの中に、空港施設と能登行政センターとして併設されている事務所で、奥能登農林総合事務所では実際に調査を行う調査方法等の説明を受けました。奥能登農林総合事務所での説明後は、徳島県の林道調査担当市の珠洲市役所に行き、市の担当職員より珠洲市の林道の概要説明をうけ、珠洲市が作成した優先順位の高い林道(連絡林道等)から調査を行いました。

調査方法は一班三名で、テープ(巻き尺)とポールにて被災延長を確認し、山地災害調査アプリ(林道災害調査用・survey1.2.3)にて現地状況写真を撮影し、調査データとして調査年月日・路線名・被災市町村名・災害発生年月日・災害区分被災形態・被災原因・被災延長・復旧工種・概算復旧事業費・調査写真を災害調査アプリに入力していきしました。

災害調査アプリ(林道災害調査用・survey1.2.3)は、GPS機能もついており、調査箇所の位置も分かり、入力方法も簡単であるので今後、徳島県も災害時に活用出来れば便利であると思われました。

今回、私の派遣期間中に林道被害状況調査を行いました林道は、宝立山線・中田線・山去線で、宝立



高規格幹線道路の被災状況



奥能登農林総合事務所



同所にて調査方法等の説明状況



珠洲市役所にて打合せ状況



後藤田知事の激励訪問



林道調査状況



林道被災状況：路面にクラック



電線に立木が倒れている状況



林道被災状況：路体崩落



林道被災状況：切土法面崩壊



林道被災状況：路面にクラック



パソコンにてデータ整理状況



地震による土石流発生現場状況



地震による海岸隆起状況

山線は延長約一〇kmある連絡林道で、中田線・山去線は宝立山線からの支線となっており、調査初日の宝立山線の被災状況はアスファルトが地震により亀裂が入り、路体も崩壊している状況でした。

調査初日の調査終了後に奥能登農林総合事務所まで帰りましたところ、後藤田知事が奥能登総合農林事務所まで来られ、激励を受けました。

調査期間中のスケジュールは、六時起床・七時朝食・八時に国立能登青少年交流の家を出発・九時三十分に奥能登農林総合事務所までミーティング・十時に現地調査へ出発・十五時三十分頃までに現地調査を終え奥能登農林総合事務所へ帰庁・十八時に宿

舎へ到着・十九時三十分までに夕食のスケジュールです。

調査初日は宿舎に帰ってくるのが遅くなり(二十時)宿舎で夕食をとることが出来なかったため、宿舎近くのラーメン屋で食事をとるようになりました。

調査期間中の宿舎は、石川県羽咋市の国立能登青少年交流の家で一部屋に十二名で調査期間中は、他の都道府県職員と食事の時に話をするなど、寝食を共にすることにより親交を深めることが出来ました。

三月五日から三月七日まで(調査二日目から四日目まで)は現地状況調査を行い、宿舎から林道調査箇所までは約一〇〇kmあり、道中は地震により被災

をうけ、道が凸凹になっていて箇所が何カ所もあり、宿舎から調査箇所までは車で約三時間かかりました。(被災をうけていない宿泊施設が林

道調査箇所より離れているため)。

調査箇所の状況は、路体崩壊・法面崩壊・路面に亀裂が発生・立木が林道沿線の電線に倒れている箇所も見られ、通常の降雨等の被災に比べ、地震による被災は切土と盛土の境が被災し、路面についてはアスファルト舗装箇所は亀裂の発生等、地震独自の被災が見られ、調査箇所の林道が被災していたため、徒歩による調査を一日に往復約五〜六km行いました。

三月八日(調査最終日)は、奥能登農林総合事務所被災調査箇所の調査データの整理(概算復旧事業費の確認)を行いました。

今回、石川県に能登半島地震による林道被災状況調査に行くことにより林道被災状況の確認、またニュース等で報道されている、地震により発生した輪島市市ノ瀬町の土石流の発生現場や、地震で海岸線が隆起した現場を、車での移動中の車内からではありますが見ることが出来ました。

それと他県の林道担当者とも知り合うことにより、色々と情報交換も行うことも出来ました。

今後は、この貴重な経験を生かし業務を行ってまいります。

# 県人事異動

(令和6年4月1日付け)

《 》は旧所属

## ◎農林水産部森林土木・保全課

課長

金子 和 親

《鳥獣対策・ふるさと創造課 課長》

副課長

木本 正 二

《スマート林業課 課長補佐(森林企画担当)(リーダー)》

課長補佐(森林土木担当)

瀬高 哲 郎

《西部総合県民局農林水産部(三好) 課長補佐(森林整備担当)》

主査兼係長(森林土木担当)

村上 高 夫

《森林整備課 係長(森林整備担当)》

主任主事

安丸 浩 志

《農林水産総合技術支援センター 副所長》

主任主事

蓮田 和 也

《東部農林水産局(徳島) 主任主事》

主事

坂前 奈緒也

《南部総合県民局農林水産部(美波) 主事》

## ◎東部農林水産局(徳島)

課長補佐(森林土木担当)

山本 秀 二

《南部総合県民局農林水産部(那賀) 課長補佐(森林整備担当)》

主査兼係長(森林土木担当)

下元 経 寛

《西部総合県民局農林水産部(三好) 主査兼係長(森林整備担当)》

主任

滝根 裕太郎

《森林整備課 主任》

主事(森林土木担当)

松下 亮 太

《東部農林水産局(吉野川) 主事》

## ◎東部農林水産局(吉野川)

課長(林務担当)(リーダー)

藤丸 光 人

《西部総合県民局農林水産部(三好) 課長補佐(森林整備担当)》

主席(林務担当)

大畑 優 作

《西部総合県民局農林水産部(三好) 主席(林業プロジェクト担当)》

主任主事(林務担当)

香川 周 大

《西部総合県民局農林水産部(美馬) 主事》

## ◎西部総合県民局農林水産部(美馬)

主席(森林土木担当)

大佐古 弘 美

《南部総合県民局農林水産部(那賀) 課長(森林整備担当)(リーダー)》

主任主事(森林土木担当)

原 竜 弥

《西部総合県民局地域創生観光部(美馬) 主任主事》

主事(森林土木担当)

土居 優 真

《南部総合県民局農林水産部(那賀) 主事》

## ◎西部総合県民局農林水産部(三好)

課長(森林土木担当)(リーダー)

村本 吉 広

《森林整備課 課長補佐(林地保全担当)(リーダー)》

課長補佐(森林土木担当)

面田 耕 市

《森林整備課 課長補佐(森林整備担当)》

課長補佐(森林土木担当)

黒川 啓 司

《西部総合県民局農林水産部(美馬) 主査兼係長(森林整備担当)》

主席(森林土木担当)

井川 俊 昌

《西部総合県民局農林水産部(三好) 課長(森林整備担当)(リーダー)》

主任主事(森林土木担当)

宮田 優 一

《西部総合県民局農林水産部(三好) 主事》

主事(森林土木担当)

松本 萌

《スマート林業課 主事》

主事(森林土木担当)

鈴木 隼 人

《西部総合県民局農林水産部(美馬) 主事》

主事(森林土木担当)

長谷川 恵 水

《新規採用》

## ◎南部総合県民局農林水産部(美波)

課長(林務担当)(リーダー)

廣田 順 也

《スマート林業課 課長補佐(公有林化担当)(リーダー)》

主任主事(林務担当)

武市 誠

《東部農林水産局(徳島) 主事》

主事(林務担当)

岡本 七 海

《西部総合県民局農林水産部(三好) 主事》

◎南部総合県民局農林水産部(那賀)

課長(森林土木担当)(リーダー)

白杵 正 弘

《南部総合県民局出納室 工事検査員》

課長補佐(森林土木担当)

宮本 真 二

《西部総合県民局農林水産部(三好) 課長補佐(林業プロジェクト担当)(リーダー)》

課長補佐(森林土木担当)

黒下 憲 彦

《南部総合県民局農林水産部(美波) 主査兼係長(林務担当)》

主事(森林土木担当)

六車 淳

《西部総合県民局農林水産部(三好) 主事》

## ◎治山・林道関係以外に転出及び退職された方々

農林水産部付(県森林組合連合会派遣)

田中 勝 也

《森林整備課 課長》

西部総合県民局農林水産部(三好) 次長

伊藤 岳

《森林整備課 副課長》

(任期満了)

上田 信 一

《森林整備課 主席(森林整備担当)》

南部総合県民局出納室工事検査員兼公共入札検査課工事検査員

秋田 哲 也

《東部農林水産局(吉野川) 課長補佐(森林整備担当)》

《森林土木・保全課 課長補佐(森林保全担当)(リーダー)》

兼都市計画課課長補佐(盛土防災・事前復興担当)

山西 昭 広

《東部農林水産局(徳島) 課長補佐(森林整備担当)》

(普通退職)

西岡 健 治

《東部農林水産局(吉野川) 課長(林務担当)(リーダー)》

(任期満了)

豊原 広之

《東部農林水産局(吉野川) 主席(林務担当)》

《東部農林水産局(徳島) 課長(林業振興担当)(リーダー)》

《南部総合県民局農林水産部(美波) 課長(林務担当)》

《南部総合県民局農林水産部(那賀) 課長補佐(林業振興担当)(リーダー)》

井川 恭 一

《南部総合県民局農林水産部(那賀) 課長補佐(森林整備担当)》

《森林土木・保全課 主任主事(森林保全担当)》

平山 潮 里

《西部総合県民局農林水産部(美馬) 主事》



## 令和6年度 施工管理技術基本研修会の開催

治山林道事業に従事する若手技術者等を対象に、施工管理技術及び現場の安全管理向上を目的とした研修会を以下のとおり開催いたします。

日時：令和6年8月6日(火) 13時～17時

場所：メイン会場 清月屋敷

(美馬市穴吹町穴吹市ノ下100-6)

サテライト会場 徳島県建設業協会 那賀支部

(那賀町吉野字弥八かへ33-2)



### 研修内容

「徳島県における事前防災減災の必要性」ほか

\* 本研修会は、継続教育学習制度 (CPDS) の対象で学習プログラム (4 unit) に登録する予定です。  
サテライト会場は、ZOOM を活用し、メイン会場の研修内容を同時配信します。

## 令和6年度 治山林道技術研修会の開催

今年度の技術研修会も、以下のとおり4会場で開催いたします。

### 西部会場

日時：令和6年10月22日(火) 10時～17時

場所：メイン会場 徳島県建設業協会 三好支部  
(三好市池田町マチ2425-1)

サテライト会場 清月屋敷

(美馬市穴吹町穴吹市ノ下100-6)



### 東部会場

日時：令和6年10月23日(水) 10時～17時

場所：徳島県建設センター  
(徳島市富田浜2丁目10)

### 南部会場

日時：令和6年10月24日(木) 10時～17時

場所：徳島県建設業協会 那賀支部  
(那賀町吉野字弥八かへ33-2)

### 研修内容

- 林道の強靱化について
  - 土木技術者の原点と今後の対策セミナーX
  - 労働安全衛生について
- ほか



\* 本研修会は、継続教育学習制度 (CPDS) の対象で学習プログラム (6 unit) に登録する予定です。  
サテライト会場は、ZOOM を活用し、メイン会場の研修内容を同時配信します。

第40回

# 治山林道写真コンクール作品募集

【締め切り】令和6年5月31日(金)(当日消印有効)

主催 徳島県治山林道協会

## 治山林道写真コンクール・表彰



▲ 第39回最優秀賞

### ●最優秀賞 一点

賞状及び副賞(二万円相当の商品券)

### ●優秀賞 三点

賞状及び副賞(一万円相当の商品券)

### ●佳作 五点

賞状及び副賞(五千円相当の商品券)

## 写真テーマ

### ●写真内容

治山林道工事により設置された構造物とそれらを取り入れた風景。

又は森林の果たす役割、森林と人間とのかわり、森林と水辺の景観など。

### ●応募資格

県内に住所を有する、又は通学、勤務するアマチュア写真家の方。

### ●応募規定

■撮影場所

県内で撮影したものに限りません。

■作品の規格

カラーのキャビネ判(一一・七cm×一七・八cm)でプリントして、データ(五〇〇万画素以上)をCD-ROMもしくはメモリーに保存して添付して下さい。また、作品ごとに応募票(自作可)を貼り付けて下さい。

■応募作品は未発表に限りません。応募作品の数は問いません。応募作品の返却は致しません。

■入賞作品の著作権は主催者に帰属するものとします。

### ●その他

■入賞通知

令和六年六月

入賞者に直接通知するほか、「治山林道協会報」に発表します。

■審査

主催者が委嘱する審査員

## 作品・送先

〒七七〇一〇九三九

徳島市かちどき橋一丁目二十九番地

徳島県森林協会内(二階)

徳島県治山林道協会

「写真コンクール」係

TEL 〇八八―六五三―三三一五

令和6年度  
山地災害防止  
標語コンクール  
作品募集

主催 (一社)日本治山治水協会

## ① テーマ

山地災害の防止、森林や治山事業の効果、防災意識の高揚などを広く国民に呼びかけるもの

受賞作品

「森の木々 命を守る 希望の根」  
「いろんなきなかよくそだってやまもる」

## ② 応募方法

郵便はがき等に作品や氏名、住所等を記載して郵送してください。

## ③ 締め切り

令和六年八月末日

## ④ 応募先

〒七七〇一〇九三九

徳島市かちどき橋一丁目二十九番地

徳島県森林協会内(二階)

徳島県治山林道協会「標語コンクール」係

TEL 〇八八―六五三―三三一五

## お知らせ

## 第66回 徳島県治山林道協会通常総会

日時：令和6年7月1日(月) PM3:30～

場所：徳島県建設センター(徳島市富田浜二丁目)



# 令和5年度 山地災害防止コンクール標語・写真コンクール

## 標語部門

日本治山治水協会主催の山地災害防止コンクール標語・写真コンクールにおいて、本県から二名の方が受賞されました。誠におめでとうございます。

上勝小学校三年生の田村悠さんが全国第3席の奨励賞を受賞されました。田村さんの作品は、「山は身近な存在で、木には根を張ってこれからも守って欲しい。」との思いが込められています。

「木のねっこ  
がんばれがんばれ  
山まもれ」

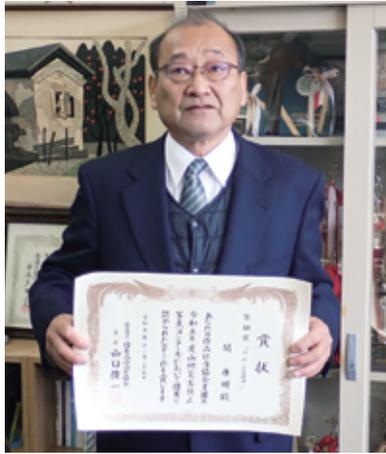
田村 悠さん



## 写真部門

上勝町議の関康昭さんが全国第3席の奨励賞を受賞されました。関さんの作品は、平成三十年に発生した山腹崩壊地の復旧の状況を撮影したものであり、落石防止柵などが設置された安心感と急斜面で作業をされた関係者への感謝の気持ちが込められています。

関 康昭さん



治山(災害復旧)

## ホームページをリニューアルしました！

この度、徳島県治山林道協会ホームページが、大幅にリニューアルされました。このリニューアルにより、デザインやページ構成が見直され、新着情報や協会報のバックナンバーを所蔵するアーカイブを新たに追加しました。

更にスマートフォンやタブレットからも快適に閲覧出来るように改善されています。

リニューアル後のホームページをぜひご覧いただき、有益な情報を提供できるよう努めてまいりますので、引き続きご愛顧賜りますようお願い申し上げます。



徳島県治山林道協会



# 「土育出前授業」で記念植樹



徳島県農林水産部は、令和6年3月6日、三好市立辻小学校において、二回目の土育出前授業を行いました。

土育の総仕上げとして、創立150周年記念行事に合わせ、金竜山公園において桜の植樹を行いました。地元の協会員を始め関係者のご協力のもと、全校生徒61名が、各学年1本ずつ山桜と河津桜の苗木を心を込めて植え付けました。植樹を通じて、森林の尊さや大切さを理解し、林業や森林土木に興味を持っていただければ幸いです。



## 編集後記

今年の桜は、温暖化の影響で開花が早まると思われたものの、2月の低温により開花が遅れ、満開の桜とともに新年度を迎えることができました。

さて、徳島県の令和6年度予算は、「未来に引き継げる徳島の実現」を具現化するための知事就任後初の当初予算として編成されました。治山林道事業は、県民の安全・安心な暮らしの実現を目指す「安心度UP」、そして活力とにぎわいの創出を目指す「魅力度UP」の柱に位置付けられ、治山林道関連予算は会員の皆様のご支援ご協力のおかげで、昨年度に続き、必要額を確保することができました。

今後とも令和7年度に終了する「国土強靱化5か年加速化対策」後の中長期的な対策の検討を含め、引き続き予算獲得に向け取り組んで参りたいと考えておりますので、会員の皆様方の一層のお力添えをよろしくお願いいたします。

また、今年度の協会事業としましては、昨年度に引き続き土育出前授業を中心とした担い手育成対策とCPDSの対象となる研修会の充実を図って参りたいと考えておりますので、ご指導ご鞭撻をよろしくお願いいたします。

編集責任者 井関 廣幸

## 本協会の主な動向（1月～3月）

### 1月

- 17日(水) 令和5年度第2回全国治山林道協会会長会議 (東京都)  
令和6年度民有林振興会通常総会 (東京都)
- 18日(木) 日本林業再生における協会活動等に関する研究会 (東京都)
- 24日(水) 令和5年度全国森林土木建設業協会常勤役員、事務局長等会議 (東京都)

### 2月

- 6日(火) 令和6年度林道事業 国予算要望 (東京都)  
令和6年度治山事業 国予算要望 (東京都)
- 15日(木) 令和5年度土育出前授業 (那賀町：那賀高等学校)

### 3月

- 6日(水) 令和5年度土育出前授業 (三好市：辻小学校)